

募集要項

- 1 職種 介護扶助適正化指導員
- 2 応募資格 以下をすべて満たす方
- ・介護支援専門員の資格を有し、又はこれに準じる業務の経験を5年以上有するなど専門的知識を有する方
 - ・生活保護制度、介護保険制度など社会保障制度に関して高い知識を有する方
 - ・健康に問題がなく意欲を持って職務を遂行することができる方
 - ・パソコン基本操作（ワード・エクセル等）ができる方
 - ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- <日本国籍を有していない方>
- 国籍は問いませんが、受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- 3 業務内容 生活保護受給者の介護扶助の適正化に関すること
- ・区役所内各担当課との連携及び介護事業者等、関係機関との連絡調整に関すること
 - ・介護給付費や介護報酬審査の点検に関すること
 - ・地区担当員への助言、指導に関すること（区内全域への自転車等による同行訪問及び面談を含む）
 - ・業務システムへの入力及び帳票作成に関すること
 - ・その他所属長が必要と認めること
- 4 勤務場所 荒川区福祉部生活福祉課
(荒川区役所1階（荒川区荒川2丁目2番3号）)
- 5 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※勤務成績が良好な場合、更新あり（原則65歳未満の場合に限る）
※採用から1か月は条件付採用期間
ただし、任用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで延長します。
- 6 勤務時間 8時30分～17時15分（1日7時間45分、休憩60分）
※やむを得ない場合、臨時的な超過勤務を依頼することがあります。
- 7 勤務日数 週4日
- 8 休日 土日祝日、週休日1日（月曜から金曜のうち1日）、年末年始

9 休 暇	年次有給休暇（初年度10日）、夏季休暇、慶弔休暇等
10 報 酬	月額 260,064円（地域手当相当分を含む） ※給与改定等により変更する場合があります ※交通費相当額、期末勤勉手当の支給あり
11 保 険	共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険に加入していただきます。
12 募集人数	1人
13 募集期間	令和7年12月26日～令和8年1月16日（正午必着）
14 選考方法	書類審査（一次選考）、面接（二次選考）
15 応募書類	1. 履歴書、2. 資格を証する書類の写し（所持している方） 3. 職務経歴書 ※1及び3については市販のもので構いません
16 応募方法	上記応募書類を下記担当宛て郵送 または直接、生活福祉課へ持参してください。 ※郵送の場合は封筒表に「採用選考申込書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。） ※申込書は返却しません。 ※個人情報については、選考及び採用以外の目的には一切使用しません。
17 問合せ先	荒川区生活福祉課管理係介護扶助適正化指導員採用担当 116-8501 東京都荒川区荒川2丁目2番3号 電話 03-3802-3111 内線2622

（参考）一地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

